

クリスマス時期の大阪と  
34階展望レストランでのディナーを楽しむ

# イルミネーション 2024 日帰りのバスツアー



Produced by Osaka Metro

12/13 fri 14 sat  
20 fri 21 sat  
🕒 18:00 - 21:00

※1日1回実施予定

集合場所

Osaka Metro 東梅田駅すぐ  
Whityうめだ  
泉の広場

解散場所

淀屋橋付近

Point 01

貸切バスに乗車し、車窓から  
御堂筋イルミネーションを  
ゆったり座ってご鑑賞♪



Point 02

ディナーは34階展望レストラン  
オーキッドタイム  
「Orchid time by Osaka Metro」  
にて当ツアーオリジナルメニューをご堪能！

※ワンドリンク付き



※写真は通常時のイメージです。  
当日はツアーオリジナルメニューとなります。

Point 03

バスには落語家(各回1名)が同乗！  
ユーモアあふれるガイドを  
お楽しみください



桂  
慶  
治  
朗

or  
桂  
弥  
彦

行程

● Whityうめだ 泉の広場集合 18:00

※集合場所までの交通費は旅行代金に含まれません。

● Whityうめだ 泉の広場出発 18:15

🚶 添乗員による引率(徒歩約5~10分)

● Orchid time by Osaka Metro 到着

🍴 食事(約90分)

● Orchid time by Osaka Metro をバスにて出発 20:00

七車窓から御堂筋イルミネーションを鑑賞し、  
解散場所へ(45~60分)  
※当日の道路事情により前後いたします。

● 淀屋橋付近にて解散 21:00頃

参加費

13,000円(税込)/人

※当ツアーは、満18歳未満の方は  
お申し込みいただけません。

募集人数

各日40人(最少催行人数30人)

※1名にてご参加の場合、相席になる可能性がございます。  
ご了承ください。

お申し込みは  
こちら▼



企画旅行業者 大阪市高速電気軌道株式会社 〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪府知事登録旅行業 第2-3129号

お問合せ 大阪市高速電気軌道株式会社 交通事業本部 駅・沿線事業推進部 サービス連携課  
☑Osaka\_Metro-Tour\_Desk@osakametro.co.jp ☎06-6585-6012 ※営業時間:平日9:00~17:00(年末年始を除く)

お申し込み先 URL: [https://subway.osakametro.co.jp/tourism/event/2024tour\\_2024christmas.php](https://subway.osakametro.co.jp/tourism/event/2024tour_2024christmas.php)

運行機関 大阪シティバス(株)もしくは(有)オオキタ 旅程管理業務を行う者の同行の有無 添乗員1名同行

※ビジュアルに使用している写真は過去の様子です。※中之島公園で開催するOSAKA光のルネサンスの詳細は公式HPをご覧ください。  
©Festival of the Lights in Osaka Executive Committee

# 集合場所付近マップ (Whityうめだ 泉の広場で添乗員がお待ちしております♪)



## ディナー会場のご紹介 ~Orchid time by Osaka Metro~

最寄り駅: Osaka Metro谷町線 東梅田駅



ディナー

※写真はイメージです。

モーニング

ランチ

アパホテル&リゾート<大阪梅田駅タワー>34階にある、Osaka Metro初の「駅ソト」レストランです。地元大阪産も取り入れ、「毎日美しく、健やかに、もっと楽しむために」をコンセプトに、モーニングからディナータイムまで、一日中お楽しみいただけます。

「普段はモーニング・ランチも!」

## 募集型企画旅行取引条件書(国内旅行)※抜粋

下記事項は旅行業法第12条の4による取引条件説明書の補助資料となります。全文はお申込みHPにて交付しておりますので、ご確認ください。



大阪府知事登録旅行業 第2-3129号  
大阪府高速電気軌道株式会社  
大阪府西区九条南一丁目12番62号

### 1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、大阪府高速電気軌道株式会社(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。  
(2)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。  
(3)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書による他、募集パンフレット、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」という)および当社旅行業約款(募集型企画旅行の部、以下「当社約款」という)によります。

### 2. 旅行代金とお支払い時期

(1)旅行代金は、特に注釈の無い限り、旅行開始日を基準として年齢が満12歳以上の方は大人旅行代金、満6才以上(航空機利用コースは満3才以上)12才未満の方は子供旅行代金となります。その他、パンフレットで年齢条件等を明示しているものはパンフレットに明示した条件となります。  
(2)旅行代金は、コースごとに表示しています。出発日と利用人数をご確認ください。  
(3)「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告又はパンフレット価格欄に「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額が「申込金」、「取消料」、「違約金」および「変更補償金」の額の算出の基礎となります。  
(4)前記(1)の旅行代金は、旅行契約成立時点以降、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日(以下「支払基準日」という)よりも前にお支払いいただきます。支払基準日以降に申し込まれた場合は、申し込み時点または旅行開始日前の指定日までに全額お支払いいただきます。

### 3. 「旅行代金」に含まれるもの

- パンフレットなどに旅行日程として表示された以下のものが含まれています。
  - 旅行日程に明示した航空運賃、船賃、鉄道(特に注釈がない普通運賃)の運賃・料金
  - 上記①以外の利用運送機関の運賃(等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します)。
  - 送迎バス等の代金(空港・駅・埠頭・宿泊ホテル間)、都市間の移動等のバス代金。ただし、旅行日程に「お客様負担」と表記している場合を除きます。
  - 旅行代金に含まれる旨を表示した観光に伴う入場料金及びガイド料金
  - 食事に係る代金及び税・サービス代金
  - 添乗員同行コースでの添乗員同行費用
  - その他「パンフレット」の中で含まれる旨を表示したものの
- 上記のものはお客様の都合により利用しなくても払い戻しの対象外となります。

### 4. 「旅行代金」に含まれないもの

- 旅行日程に含まれていない交通費、クリーニング、電話に係る料金、イ

ンターネット利用料、その他追加飲食などの個人的諸費用  
②「お客様負担」等、旅行代金に含まれない旨を表示した観光に伴う入場料金等  
③「オプションツアー」などと称する希望者のみを募って実施する小旅行  
④傷害・疾病に関する医療費など  
⑤その他パンフレットや募集広告内で含まれない旨を表示したものの

### 5. お申し込み条件・参加条件

- お申し込み時点で未成年のお客様は、当社が別途定められた一定条件に該当する場合を除き法定代理人(親権者など)の当社所定の同意書の提出が必要です。
- 旅行開始日時点で15歳未満のお客様は、一部のコースを除き、保護者の同行が必要です。なお、同行する保護者が16歳以上18歳未満の場合は、当該保護者についても法定代理人(親権者など)の同意書が必要です。
- 特定の目的をもつ旅行については参加者の性別、年齢、資格、技能その他の参加条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- 現在、健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方、心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方や旅行中の歩行に際して配慮を必要とする場合は、その旨を旅行のお申し込み時点で必ずお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください。)あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。
- 前号のお申し出を受けた場合、当社が、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況が必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更するなどを条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様のご負担となります。
- 妊娠中の方はお客様ご自身の責任においてご参加をしていただくことを条件とします。ただし、航空会社によって搭乗可否の条件が異なりますので妊娠が判明した時点で早急に当社から申し出ください。
- ほかのお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無および復帰の予定日時などの連絡が必要です。その場合、離脱した部分の旅行費用(第3項(1)に記載されたものなど)の払い戻しは行いません。
- お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無および復帰の予定日時などの連絡が必要です。その場合、離脱した部分の旅行費用(第3項(1)に記載されたものなど)の払い戻しは行いません。
- お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無および復帰の予定日時などの連絡が必要です。その場合、離脱した部分の旅行費用(第3項(1)に記載されたものなど)の払い戻しは行いません。

をお断りする場合があります。  
(12)お客様が暴行団、暴力団員、暴力団関係者、そのほか反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。  
(13)その他当社らの業務上の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

### 6. 通信契約による旅行契約を締結するときの旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)などのお支払いを受けることを条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申し込みを受け付ける場合があります。(この場合において締結する旅行契約を「通信契約」といいます。)
- 前号につき、当社が提携会社と無署名取り取り特約を含む加盟店契約がないなど、または業務上の理由があるときは当社は通信契約をお受けできない場合もあります。
- 通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。  
①通信契約の申し込みの際には、会員は「カード名」「会員番号」「カード有効期限」「会員連絡先」「電子メールアドレス」、その他の通信契約を締結するために必要な一切の事項を当社に申し出いただきます。  
②通信契約は、当社らがお客様の「支払いの承諾」および「旅行条件書などの閲覧」を確認したうえで、通信契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、当社らが当該契約の申し込みを承諾する旨の通知を「電子承諾通知」(ホームページ、電子メール、ファクシミリ、テレックスまたは留守番電話など)により行う場合は、当該通知がお書きまで到達したときに成立します。(お客様がその内容を知りえる状態になった時をい、お書きまで内容を知った時ではありません。)
- 通信契約は、当社らがお客様の「支払いの承諾」および「旅行条件書などの閲覧」を確認したうえで、通信契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、当社らが当該契約の申し込みを承諾する旨の通知を「電子承諾通知」(ホームページ、電子メール、ファクシミリ、テレックスまたは留守番電話など)により行う場合は、当該通知がお書きまで到達したときに成立します。(お客様がその内容を知りえる状態になった時をい、お書きまで内容を知った時ではありません。)
- 通信契約は、当社らがお客様の「支払いの承諾」および「旅行条件書などの閲覧」を確認したうえで、通信契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、当社らが当該契約の申し込みを承諾する旨の通知を「電子承諾通知」(ホームページ、電子メール、ファクシミリ、テレックスまたは留守番電話など)により行う場合は、当該通知がお書きまで到達したときに成立します。(お客様がその内容を知りえる状態になった時をい、お書きまで内容を知った時ではありません。)

### 7. 契約書面および確定書面

- 契約書面とは①パンフレットなど②本旅行条件書③旅行契約締結年月日を証する書面(ただし、第6項の通信契約のときは除きます)をい、確定書面とは出発前にお渡しする最終旅行日程表のことをいいます。  
(2)当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面および確定書面に記載するところによります。  
(3)①旅行日程②宿泊機関の名称③利用する運送機関の名称およびその便名など④旅行サービスの提供を最初に受けるために集合場所および時刻を設定している場合には当該場所および時刻⑤添乗員が同行しない場合の旅行地における当社またはサービス提供機関との連絡方法などが記載された最終日程表をお渡しします。  
(4)最終旅行日程表については、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡

します。(年末年始やゴールデンウィークなどの特定時期に出発するコースを除き、原則として旅行開始日の7日前までにはお渡しできるよう努力します。)なお、旅行のお申し込みが旅行開始日の前日から起算して7日前以降になされた場合は、お客様の同意を得て旅行開始日当日にお渡しすることがあります。  
(5)当社は、旅行日程表をお渡しする前であっても、当社の手配状況の確認を希望するお客様から問合せがあった場合は、迅速かつ適切に回答します。

### 8. 旅行契約の解除・払い戻し

お申し込み後、お客様の都合により契約を解除する場合は、下記の表の1とお支払いの取扱いを承ります。

<表1>

日帰り旅行	旅行契約の解除期日	取消料(お一人様)
ご旅行の開始日の前日から起算してさかのぼって	11日以前にあたる日まで	無料
	10日以前以降2日以前にあたる日まで	旅行代金の20%
	9日以前以降2日以前にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日		旅行代金の40%
旅行開始日の当日		旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加		旅行代金の100%

### 9. 本旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

### 10. 約款準拠

この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款ご希望の方は、当社にご請求ください。

一般社団法人 日本旅行業協会 正会員  
大阪府知事登録旅行業 第2-3129号  
大阪府高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)  
〒550-8552 大阪府西区九条南一丁目12番62号  
※営業時間:平日9:00~17:00(年末年始を除く)  
□泊継事業推進営業所  
TEL:06-6585-6012 FAX:06-6585-6729  
旅行業務取扱管理者(国内) 菅原 敏幸

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。旅行契約等に関してご不明の点がある場合、最終的には取扱管理者が説明いたします。